

【2021年8月4日発行】

■ 厚労省人事労務マガジン／定例第131号 ■

▽▼厚労省人事労務マガジン編集部からのお知らせ▲△

国民の皆さま、新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、日々ご協力いただき、ありがとうございます。皆さま自身を守るため、そして、大切な人を守るため、引き続き、こまめな手洗いや換気、マスクの着用、3密（密集、密閉、密接）を避ける行動へのご協力をお願いします。

厚生労働省は、新型コロナワクチンに対するさまざまな疑問や不安を持たれている国民の皆さまに向けて、分かりやすい情報をお届けするための特設サイト「新型コロナワクチンQ&A」を公開しているので、ぜひご覧ください。

<https://www.cov19-vaccine.mhlw.go.jp/qa/>

・政府の対策、国内の発生状況、働く人や経営者への支援などはこちら

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

【目次】

1. 職業訓練実施機関の皆さまへ

～令和3年度「職業訓練サービスガイドライン研修」受講のご案内～

2. 「トラック運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト」に、動画「荷主のための物流ワンポイント講座」第2話を公開しました（視聴無料）

3. 「労働法の教え方オンラインセミナー」の受講者を募集します（参加無料）

～「労働法の基礎」の教え方に関するセミナー～

4. 「『多様な正社員』制度導入セミナー」を、8月26日にオンラインで開催します（参加無料）

5. 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による助成金のご案内

【再掲】

6. 「両立支援等助成金（不妊治療両立支援コース）」をご活用ください

～不妊治療を受けやすい職場環境整備に取り組む事業主を支援～【再掲】

7. 職場における熱中症予防対策を徹底しましょう！【再掲】

8. 無期転換ルールに対応するための取組支援ワークブック」を作成しました

【再掲】

9. 「テレワークセミナー」の参加者を募集中です（参加無料）
～8月18日にオンラインで開催～【再掲】
10. 「自営型テレワーク活用セミナー」を、オンラインで順次開催しています
（参加無料）【再掲】
11. 「労働契約等解説セミナー2021」を、オンラインで開催しています（参加無料）
【再掲】

【厚生労働省からのお知らせ】

- 広報誌『厚生労働』8月号

【トピック1】職業訓練実施機関の皆さまへ

～令和3年度「職業訓練サービスガイドライン研修」受講のご案内～

厚生労働省は、「民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン」（以下、「ガイドライン」）に基づき、民間教育訓練機関が行う職業訓練サービスの質の確保・向上への取り組みを支援しています。このガイドラインの体系的な理解と知識の習得を目的に、訓練運営責任者などを対象に「職業訓練サービスガイドライン研修」を実施しています。今年度は、e-ラーニングでの受講となります。

【事前申込制・有料】

なお、令和3年度からは、民間教育訓練機関が、求職者支援訓練の認定を受けようとする場合や、委託訓練を受託しようとする場合には、この研修（令和2年度までの実施分を含む）の有効な受講証明書を有する方が在籍していることが必須条件となりましたので、特に留意が必要です。ただし、求職者支援訓練の認定については、この必須条件の適用が令和3年9月末まで猶予されます（受講修了者が在籍していない場合は、受講が必要となります）。

この研修は民間教育訓練機関に所属する方（訓練運営責任者、施設責任者、講師、就職支援担当者など）を対象としていますが、ガイドラインに関心のある方であればどなたでもご受講できます。ぜひご検討ください。

[研修]

- 受講形式 インターネット上でのe-ラーニング
受講時間 約6時間
受講料 6,000円（税込み）

【研修制度の概要など詳細はこちら】

職業訓練サービスガイドラインに関する施策について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikai_hatsu/minkan_guideline.html

【研修の申し込みはこちら】

厚生労働省委託事業 職業訓練サービスガイドライン研修

<http://www.langate.co.jp/sgl/>

【研修実施に関するお問い合わせ】

ランゲート株式会社（委託先）

京都市中京区泉正寺町 328 西川ビル4階

電話 075（741）7862（平日9:00～18:00）

【トピック2】「トラック運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト」に、動画「荷主のための物流ワンポイント講座」第2話を公開しました（視聴無料）

トラック運転者の長時間労働改善に向けて、荷主にどのような取り組みができるのかをまとめたショートセミナー動画「荷主のための物流ワンポイント講座」の第2話を8月2日（月）に公開しました。【視聴無料】

この講座は5回連載方式で、第2話の今回は、荷主が取り組む幹線輸送の効率化について、事例の紹介を交え、分かりやすく解説しています。ぜひご覧ください。

【視聴はこちら】

トラック運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト（情報いろいろ宝箱）

<https://driver-roudou-jikan.mhlw.go.jp/company/shipper.html>

【トピック3】「労働法の教え方オンラインセミナー」の受講者を募集します（参加無料）～「労働法の基礎」の教え方に関するセミナー～

厚生労働省は、令和3年度「労働法教育に関する支援対策事業」として、教職員や自治体の労政担当の方々をはじめ、弁護士、社会保険労務士、司法書士など士業

の方で若者に労働法を教える機会のある方などを対象に、「労働法の教え方オンラインセミナー」を10月から開催します。このたび受講者の募集を開始しました。

【参加無料】

若者がアルバイトや就職、職業生活で労働条件をめぐるトラブルに巻き込まれることを未然に防ぐために、さまざまな機会を設けて、労働関係法令や制度に関する知識を習得させることが重要です。また、高校学習指導要領でも、令和4年度からの新設必修科目「公共」の中で「労働問題」を学習させることが、定められました。

このような中、若年者への労働法教育にご関心のある方、ぜひ受講をご検討ください。

【セミナー内容】

なぜ労働法を知ることが必要か、「働く」ということ・「働く」とは何かなど、生徒、学生、社会人に分かりやすく伝えるためのノウハウを説明します。

【受講対象者】

主に学校教職員や、自治体職員、士業の方を対象としていますが、若年者への労働法教育に関心のある方ならどなたでも受講できます。

【開催・参加申し込み】

令和3年10月～12月 ※全てオンライン開催です

具体的な開催スケジュールや申し込み方法などの詳細は、以下のホームページをご確認ください。

■労働法の教え方セミナー

<https://public.lec-jp.com/teach-roudou/>

【お問い合わせ】

厚生労働省委託事業「労働法教育に関する支援対策事業」運営事務局

株式会社東京リーガルマインド（受託者）

電話？ 03 (5913) 6085

E-Mail rdh-kyouiku@lec-jp.com

【トピック4】「『多様な正社員』制度導入セミナー」を、8月26日にオンライン

で開催します（参加無料）

厚生労働省は、勤務地や職務内容、勤務時間などを限定した「多様な正社員」制度を導入するにあたってのポイントや導入事例などをお伝えする「『多様な正社員』制度導入セミナー」を、8月26日（木）にオンラインで開催します。【事前申込制・参加無料】

新型コロナウイルス感染拡大の影響もあり、働く場所や時間、業務内容などを見直す事業者が多く見受けられます。また、これまでも増して、多様な働き方のニーズにどのように応えていくかが課題になっています。

このセミナーでは、多様な人材の活用に向けた施策の1つとして、「多様な正社員」制度を取り上げ、導入のポイントや現状、今後のトレンドなどと、実際に取り組んでいる事業者の事例についてご紹介します。どなたでも参加できますので、ぜひお申し込みください。

また、「多様な正社員」制度の導入を検討している事業者向けに、個別に社労士などからアドバイスを受けられる「導入支援」も実施します。「導入支援」の申し込みを検討中の方向けに、オンラインの説明・質問会も実施しますので、こちらもぜひご活用ください。

【開催日時】

8月26日（木）15:00～17:20頃（予定）※オンライン形式

【セミナー】

基調講演 中央大学大学院戦略経営研究科 教授 佐藤 博樹氏

事例紹介 株式会社ニトリホールディングス

社会福祉法人瑞穂会 介護老人福祉施設 ふぁみいゆ行田

【申し込み方法など詳細はこちら】

多様な人材活用で輝く企業応援サイト（オンライン開催のご案内）

<https://tayou-jinkatsu.mhlw.go.jp/seminar2021/index.html>

【導入支援の詳細はこちら】

多様な人材活用で輝く企業応援サイト（「多様な正社員」制度導入支援）

<https://tayou-jinkatsu.mhlw.go.jp/dounyu/index.html>

【お問い合わせ】

株式会社日本能率協会総合研究所（委託先）

E-mail tayou@jmar.co.jp

【トピック5】新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による助成金のご案内 【再掲】

厚生労働省は、新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が、安心して休暇を取得して出産し、出産後も継続して活躍できる職場環境を整備するため、事業主を助成しています。令和3年度は、「新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇制度導入助成金」と「両立支援等助成金（新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース）」を設けています。

これらの助成金は、新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として、医師または助産師の指導により休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が取得できる有給の休暇制度（※）を新たに整備し、母性健康管理措置の内容と併せて労働者に周知した事業主が支給対象となります。事業主の皆さま、ぜひご活用ください。

※年次有給休暇を除き、年次有給休暇の賃金相当額の6割以上が支払われるものに限ります。

■新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇制度導入助成金
令和3年4月1日から令和4年1月31日までの間に、女性労働者にこの休暇を合計5日以上取得させた事業主に支給します。

〔支給額〕 1事業場につき、1回限り15万円

■両立支援等助成金（新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース）

令和4年1月31日までの間に、女性労働者にこの休暇を合計20日以上取得させた事業主に支給します。

〔支給額〕 対象労働者1人当たり28.5万円（1事業所当たり5人まで）

【助成金の詳細はこちら】

「新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置に係る助成金をご活用ください」

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11686.html

【申請手続き・お問い合わせ】

都道府県労働局雇用環境・均等部（室）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/index_00004.html

【トピック6】「両立支援等助成金（不妊治療両立支援コース）」をご活用ください
～不妊治療を受けやすい職場環境整備に取り組む事業主を支援～【再掲】

厚生労働省は、不妊治療と仕事を両立しやすい環境整備に取り組み、不妊治療のために利用可能な休暇などを制度化して労働者に利用させた中小企業事業主を助成しています。事業主の皆さま、「両立支援等助成金（不妊治療両立支援コース）」をぜひご活用ください。

[支給対象となる事業主]

不妊治療のために利用可能な休暇制度・両立支援制度として、次のいずれかまたは複数の制度を就業規則などで規定し周知することが必要です。

- ・ 不妊治療のための休暇制度（特定目的・多目的とも可）
- ・ 所定外労働制限制度
- ・ 時差出勤制度
- ・ 短時間勤務制度
- ・ フレックスタイム制
- ・ テレワーク

[支給額]

次の要件を満たした場合、A、Bそれぞれが支給されます。

A「環境整備、休暇の取得等」

支給要件の全てを満たし、最初の労働者が、不妊治療のための休暇制度・両立支援制度を合計5日（回）利用した場合

中小企業事業主 28.5万円<36万円>

※<>内は生産性要件を満たした場合の支給額

B「長期休暇の加算」

上記Aを受給した事業主であって、労働者に不妊治療のための休暇制度を20日以上連続して取得させ、原職などに復帰させ3か月以上継続勤務させた場合

中小企業事業主 28.5万円<36万円>

※1事業主当たり1年度に5人まで

※<>内は生産性要件を満たした場合の支給額

【支給要件の詳細や申請様式・申請方法はこちら】

不妊治療と仕事の両立のために

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_14408.html

【トピック7】職場における熱中症予防対策を徹底しましょう！【再掲】

厚生労働省では、職場における熱中症予防対策を徹底するため、労働災害防止団体などと連携し、5月から9月まで、「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を実施しています。

急激に気温が上昇した際や、休み明けは熱への慣れが低下し、例年熱中症が多発しています。

職場における熱中症ポータルサイトで、令和3年度オンライン講習動画を公開しています。専門講師が分かりやすく解説していますので、皆さまの職場でも、積極的にご活用いただき、熱中症による労働災害を防止しましょう。

【職場における熱中症予防対策の詳細はこちら】

学ぼう！備えよう！職場の仲間を守ろう！職場における熱中症予防情報

<https://neccyusho.mhlw.go.jp/>

【動画視聴はこちら】

令和3年度オンライン講習 職場における熱中症予防対策

<https://neccyusho.mhlw.go.jp/study2021/>

【トピック 8】無期転換ルールに対応するための取組支援ワークブック」を作成しました【再掲】

厚生労働省は、企業が円滑に無期転換ルールに対応できるよう、演習を交えながら必要な取り組みについて解説した「無期転換ルールに対応するための取組支援ワークブック」を作成しました。

このワークブックでは、無期転換ルールへの対応手順を8つのステップに分けて解説しています。企業で社内制度を検討する際に、付属のワークシートを用いて、実際に演習することができます。無期転換ルールに対応した社内制度の整備にぜひご活用ください。

【ワークブックの詳細はこちら】

事業主・人事労務担当者向け導入支援策

<https://muki.mhlw.go.jp/business/policy/#workbook>

※上記サイトの「導入支援策」の2に掲載しています

【トピック 9】「テレワークセミナー」の参加者を募集中です（参加無料）
～8月18日にオンラインで開催～【再掲】

厚生労働省は、労務管理上の留意点、テレワーク導入事例の紹介、導入企業の体験談など、テレワークに必要な情報に関する「テレワークセミナー」（第4回）を8月18日（水）にオンラインで開催します。【事前申込制・参加無料】

テレワークは、パソコンやインターネットといった情報通信技術（ICT）を活用して、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方です。

テレワークを活用すると、さまざまな生活スタイルに応じた働き方が可能となり、企業の生産性の向上にもつながります。しかし、テレワークには、労務管理やセキュリティの確保が難しいといった課題もあります。テレワークの導入を検討している、または導入後に課題を抱えている事業経営者、人事・労務管理などのご担当者は、ぜひご参加ください。

セミナー終了後に、労務管理面や情報通信技術面で企業が抱える個別具体的な課題などについて、セミナー講師が直接アドバイスする「個別相談会」を実施します。個別相談の方法（電話またはWEB会議形式）は、お申し込み時にご指定ください。

【セミナー内容】

- ・テレワーク導入事例の紹介
- ・テレワーク導入企業の体験談紹介（2社）
- ・テレワーク実施時の労務管理上の留意点
- ・情報通信技術面における留意点

【開催】

日時 8月18日（水）13:00～16:00 ※オンライン接続開始 12:50

定員 200人

【申し込み方法など詳細はこちら】

厚生労働大臣表彰 輝くテレワーク賞（テレワークセミナーのご案内）

<https://kagayakutelework.jp/seminar/>

【トピック10】「自営型テレワーク活用セミナー」を、オンラインで順次開催しています（参加無料）【再掲】

厚生労働省は、自営型テレワークのより一層の環境整備のための周知と啓発を図るため、「自営型テレワーク活用セミナー」を、オンラインで順次開催しています。
【参加無料】

「自営型テレワーク活用セミナー」（※）は、「自営型テレワークの適正な実施のためのガイドライン」を理解することで、自営型テレワークを活用する発注者および仲介事業者と自営型テレワーカーが、トラブルを未然に防止し円滑に業務を進めることを目的としたセミナーです。ぜひご活用ください。

（※）会社に雇用されないで、請負契約などにより、主に自宅などでテレワークを行う方やそのような方へ業務委託をしたいと考えている事業者の方などに向けた説明会です。

【発注者・注文者など企業向け @ZOOM ウェビナー】

第2回 8月26日（木）

第3回 10月26日（火）

第4回 12月9日（木）

第5回 2022年2月3日(木)

※開催時間はすべて14:00～17:00です。

【自営型テレワーカー向け @ZOOM ウェビナー】

第2回 8月26日(木)

第3回 10月26日(火)

第4回 12月9日(木)

第5回 2022年2月3日(木)

※開催時間はすべて10:00～13:00です。

【お申し込みなど詳細はこちら】

自営型テレワークに関する総合支援サイト

<https://homeworkers.mhlw.go.jp/seminar/index.html#2021w>

【トピック11】「労働契約等解説セミナー2021」を、オンラインで開催しています
(参加無料) 【再掲】

厚生労働省は、労働者や事業主・人事労務担当者などを対象に、安心して働くための労使をつなぐルール「労働契約」に関するセミナーをオンラインで開催しています。【事前申込制・参加無料】

このセミナーでは、「労働契約法をはじめとした労働関係法令の基礎」、「無期転換ルール」、「副業・兼業の促進に関するガイドライン」について、基本的な事項を分かりやすく解説します。セミナー終了後には、労働時間や労働契約、無期転換ルールに関する個別相談会を開催します。

どなたでも参加できますので、ご関心をお持ちの方は、ぜひご参加ください。

【開催期間】

9月29日(水)まで

【開催時間】

・午前の部 セミナー 10:00～12:30
個別相談会 12:30～13:30

- ・ 午後の部 セミナー 14:00～16:30
個別相談会 16:30～17:30

※午前の部と午後の部はどちらも同じ内容です。ご都合のよい方にお申し込みください。

具体的な開催日や各回の申し込み締め切り日は、以下のホームページをご確認ください。

【お申し込みなど詳細はこちら】

労働契約等解説セミナー2021

<https://public.lec-jp.com/laborContractExplanation/>

【その他】

「中小・小規模企業等向けセミナー」、「労働者向けセミナー」の開催や、講師の無料派遣依頼なども受け付けています。お申し込み、ご相談については、運営事務局宛てにメールでご連絡ください。

【お問い合わせ】

厚生労働省委託事業「労働契約等解説セミナー2021」運営事務局

株式会社東京リーガルマインド（委託先）

電話 03 (5913) 6085

E-Mail working-time@lec-jp.com

【厚生労働省からのお知らせ】

▽▼ 広報誌『厚生労働』8月号発売中！ ▲△

毎月1日発行の広報誌「厚生労働」は、厚生労働省の施策などを分かりやすく解説・紹介しています。

8月号の特集は、「健康管理のパートナー持っていますか？ ”かかりつけ医”の見つけ方」と「戦中・戦後の体験を次世代につなげる 語り継ぎたい平和への願い」の二本立てでお送りします。

■特集1「健康管理のパートナー持っていますか？ ”かかりつけ医”のを見つけ方」
健康長寿を実現するうえで欠かせないのが、身近に相談できる「かかりつけ医」。疾患の早期発見・治療、重症化予防という点でも非常に貴重な存在です。

この特集では、その重要性を伝えるとともに、その見つけ方やかかり方について紹介します。

■特集2「戦中・戦後の体験を次世代につなげる 語り継ぎたい平和への願い」

今年の8月で、終戦から76年が経ちます。長い年月の経過に伴い、日本の社会のなかで戦争への関心が薄れていることに加え、昨年からの新型コロナウイルス感染症の流行もあり、戦争について語り合う・学び合う場や機会が減ってきています。

この特集では、戦中・戦後の体験・記憶を次世代に語り継いでいくために、現代における戦没者慰霊のあり方について考えるとともに、「戦争を風化させない」ための事業の当事者や戦没者遺族の声をお伝えします。

また、女性が活躍する職場をつくるためのヒントを、法改正の内容解説と合わせて紹介する連載企画「来年4月1日から改正女性活躍推進法が全面施行されます！—女性が輝く職場づくり—」など、人事労務担当者の方にもご覧いただきたい情報を掲載しています。

【詳細はこちら】

広報誌「厚生労働」（発行日：毎月1日）

※デジタル版もご用意しています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou_kouhou/kouhou_shuppan/magazine/202108.html

▽▼ 現在の雇用失業情勢 ▲△

7月30日に公表された、完全失業率は2.9%と前月に比べ0.1ポイント低下、有効求人倍率は1.13倍と前月に比べて0.04ポイント上昇となりました。

【労働力調査（総務省）】

<https://www.stat.go.jp/data/roudou/sokuhou/tsuki/index.html>

【一般職業紹介状況】

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_19917.html

-
- ★配信停止の手続き https://mhlw.lisaplusk.jp/stop_form.php
 - ★バックナンバー <https://merumaga.mhlw.go.jp/backnumber/index.html>
 - ★登録に関するお問い合わせ <https://mhlw.lisaplusk.jp/contact.php>
 - ★メルマガの内容に関するお問い合わせ（厚労省ホームページ「国民の皆様の声」へリンク） <https://www.mhlw.go.jp/form/pub/mhlw01/getmail>
 - ★編集：厚生労働省

- 当メールマガジンは外部の電子メール配信サービスを利用して行っています。
 - 登録していないにも関わらず本メールが配信された場合は、他の人が間違えて登録した可能性がありますので、配信停止の手続きをお願いします。
 - 当メールマガジンの送信元アドレスは送信専用となっています。
 - 携帯メールなどには対応しておりません。
 - 可能であれば等幅フォントにてご覧ください。
 - 当メールマガジンの内容の全部または一部については、私的使用または引用など著作権法上認められた行為として、出所を明示することにより、引用、転載、複製を行うことができます。
-